



各市町村介護保険担当課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長
(公印省略)

神奈川県介護支援専門員実務研修実習受入事業所説明会の取扱いについて（通知）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県では、介護支援専門員実務研修の実習受入先を確保することから、指定都市及び中核市を含む県内全域の特定事業所加算を算定する居宅介護支援事業所を実習受入先とさせていただいているところです。

平成 28 年 1 月 26 日の事務連絡「居宅介護支援費における特定事業所加算の算定基準の見直しについて」でもお伝えしたとおり、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）の第 84 号により、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが、特定事業所加算の新たな要件として追加されました。

本県では、この算定要件を満たす条件として、神奈川県介護支援専門員実務研修実習受入れ事業所説明会（以下、説明会という）に出席することを必須とし、実務研修実習受入れに係る指導内容が、年度毎に見直されることもあるため、説明会には毎年度 1 回出席していただくこととしていました。

令和 4 年 7 月 29 日付け地福第 1530 号特定事業所加算における認定要件についての照会により、各市町村の居宅介護支援事業所への特定事業所加算認定要件の必要書類について確認したところ、県で行う「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることに関するアンケート結果の送付で足りるという結果がありましたので、今後は以下のとおり行うこととしますのでご承知おきください。

なお、令和 5 年 1 月から開講予定の介護支援専門員実務研修においては実習を一部再開する予定であることから、実習に関する説明の機会は別途設ける予定です。説明に関する案内は、介護情報サービスかながわを通じて行います。

また、アンケートは、県の電子申請システムを使用して実施する予定です。

「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることに関するアンケートの運用について

1. 実務研修実習受入れに係る指導内容が年度毎に見直されることもあるため、特定事業所加算の認定を受けている事業所は毎年度アンケートに回答することとする。
2. 初めて特定事業所加算の認定を受ける場合、又は改めて特定事業所加算の認定を受ける場合は、随時回答を受け、月末締めで集計した結果を翌月中に該当市町村へ送付する。
3. アンケートについては、毎年介護情報サービスかながわを通じて県内事業所へ周知を行うこととする。